

## 介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)利用料一覧表(加算型)No.2

介護保険制度では、要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの自己負担額です。ただし、食費、滞在費につきましては負担限度額認定を受けておられる場合は、認定証に記載されている食費・滞在費の負担限度額が、1日にお支払いいただく食費・滞在費の上限となります。

下記の金額が、介護予防短期入所療養介護費、滞在費、食費、日常生活品費(トイレトペーパー・石鹸・シャンプー・ペーパータオル等)、個別リハビリテーション実施加算、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)の合計金額です。

【多床室(2人～4人部屋)】						
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(非該当)
要支援1	1日	1,546 円	2,276 円	2,676 円	2,976 円	3,128 円
要支援2	1日	1,707 円	2,437 円	2,837 円	3,137 円	3,289 円

【個室(従来型個室)】						
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(非該当)
要支援1	1日	2,062 円	2,362 円	3,582 円	3,882 円	4,385 円
要支援2	1日	2,209 円	2,509 円	3,729 円	4,029 円	4,532 円

\* 下記の料金表が、負担限度額認定を受けておられる方の、食費、滞在費の負担限度

【多床室(2人～4人部屋)】						
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(非該当)
食 費	1日	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,445 円
滞 在 費	1日	0 円	430 円	430 円	430 円	437 円

【個室(従来型個室)】						
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(非該当)
食 費	1日	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,445 円
滞 在 費	1日	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円	1,728 円

利用者負担段階	主な対象者	※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額(夫婦の場合)(※)
第1段階	・生活保護受給者	要件なし
	・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が 年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	市町村民税 年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	非課税 年金収入金額(※) + 合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

第1段階	本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、生活保護もしくは、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、利用者負担段階が上記第1段階～第2段階のどちらでもない方(課税年金収入が80万円～120万円の方など)
第4段階	本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、利用者負担段階が上記第1段階～第3段階①のどちらでもない方(課税年金収入が120万円超)
第4段階	上記第1段階～第3段階①②のどちらにもあてはまらない方(世帯全体が、市町村民税課税である方)